

第4次 こうふ男女共同参画 プラン

～あなたも、私も、だれもが
自分らしく生きるまち～

令和5年度～令和9年度

甲府市

計画の概要

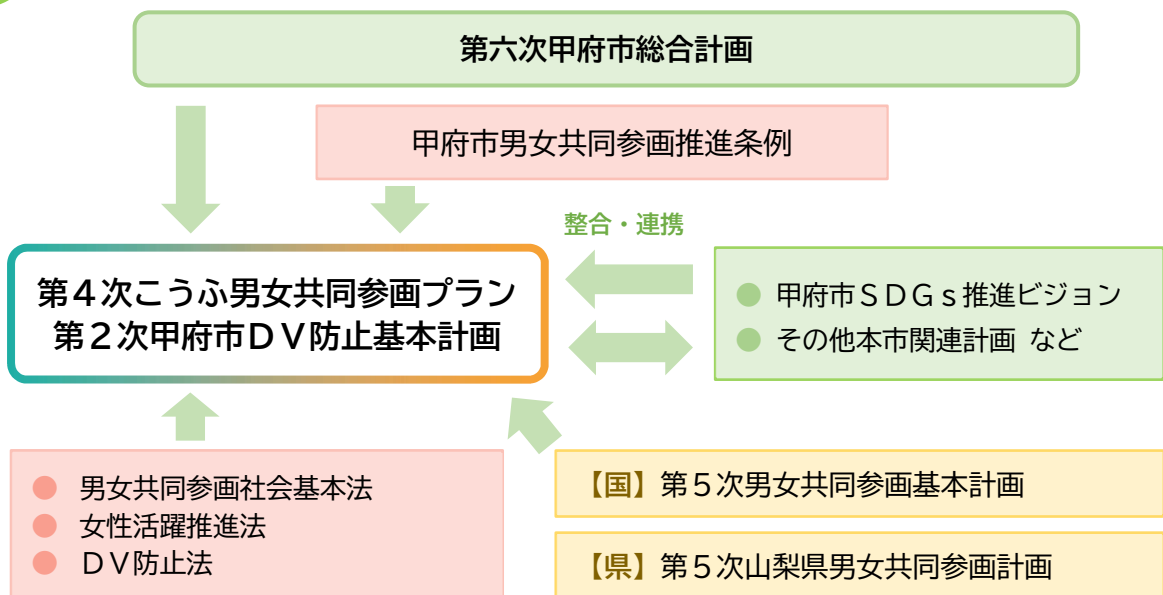
1 計画策定の趣旨

本市では、平成15（2003）年3月に「甲府市男女共同参画推進条例」を制定し、その基本理念に基づき、「第2次こうふ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成29（2017）年3月に「第3次こうふ男女共同参画プラン」、「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（甲府市DV防止基本計画）」を策定し、様々な施策に積極的に取り組んできました。しかしながら、政策方針決定過程への女性の参画や、家庭生活への男性の参画は十分ではなく、また、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害や、コロナ禍による生活上の困難に陥る等の影響は、女性の方が多という現状があります。

本市ではこうした現状と課題を踏まえて、社会情勢の変化等による新たな課題や、「日本女性会議2021 in甲府」大会において挙げられた課題に対応するため、国や県の男女共同参画計画等を勘案して、本市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「第4次こうふ男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。



2 計画の位置づけ



3 SDGsを踏まえた計画策定

本市においては、「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定し、SDGsを積極的に推進しています。本計画においても、それぞれの重点目標に関係の深いSDGsの目標を設定することでSDGsの視点を取り入れ、SDGsの理念と共に各施策を推進していきます。

4 計画において目指す社会

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関することなども含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものです。

男女共同参画社会は、多様性を価値とする21世紀社会の中心に位置すべき重要な概念であり、すべての人にとって、個人の資質・能力が十分に開発・発揮され、個人の選択に応じて自分らしい生き方を可能にする社会の構築を目指すものです。

5 計画のキャッチフレーズ

本計画の目指す姿や理念を市民にわかりやすく伝えるため、本計画のキャッチフレーズを以下のとおり定めます。

あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち

6 「日本女性会議2021 in 甲府」大会からのレガシー

令和3（2021）年10月に開催した「日本女性会議2021 in 甲府」大会において挙げられた、課題や取組方針を大会の成果（＝レガシー）とし、このレガシーに基づく提言内容を反映した取組を本計画において展開していきます。

<レガシーを反映した取組み>

- 男女共同参画に関するフォーラム・シンポジウム等を開催し、ジェンダー平等意識の醸成を図ります。Ⅰ-1
- 講演会やパネル展を開催するなど、多様な性に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ります。Ⅰ-1
- 社会全体が性の多様性を尊重し、認め合う環境づくりのため、よりよいパートナーシップ宣誓制度の導入に関して検討を行います。Ⅰ-1
- 若年層に対する包括的性教育の実施に努めます。Ⅰ-2
- 若年層へのDV・デートDV等をテーマとした学習機会の提供 Ⅱ-1
- 社会から孤立している女性など、生活上の悩みや不安を抱える人に対して、女性が集う居場所を提供するほか、相談体制の充実を図ります。Ⅱ-3
- 起業等を目指す女性を支援するため、起業支援セミナーの開催や、相談体制の確立に努めます。Ⅳ-2
- 研修会や交流会を開催し、女性の農業従事者が抱える課題の解決を図ります。

Ⅵ-1

体系

[基本目標]

基本目標 I

あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現



基本目標 II

暴力の根絶と困難を抱える女性への支援



基本目標 III

すべての人の生涯にわたる健康づくり



基本目標 IV

すべての人がともに働き続ける職場づくり



基本目標 V

ともに支え合う家庭づくり

基本目標 VI

男女共同参画によるまちづくり

基本目標 VII

男女共同参画社会を目指す推進体制づくり

[重点目標]

[施策の方向]

I-1 人権尊重の実現と意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ①人権に関する知識の普及 ②男女の特性に基づく差別の禁止 ③ジェンダーに基づく因習・慣習の見直し ④メディアリテラシーの向上 ⑤多様な性に関する理解の促進と性的マイノリティの人が暮らしやすい環境づくり
I-2 ジェンダー平等教育と学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭・学校・生涯学習等におけるジェンダー平等教育の推進 ②多様な選択を可能にする教育・機会の充実
II-1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ①配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成 ②被害者への相談支援の充実及び安全の確保 ③被害者の自立支援の充実 ④職務関係者の資質向上 ⑤関係機関との連携の強化
II-2 暴力の予防と根絶の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり ②子どもに対する性暴力の防止・救済に向けた環境の整備 ③セクシュアル・ハラスメント等の防止・救済に向けた環境の整備
II-3 生活上の困難に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ①困難に直面する女性に対する支援 ②ひとり親家庭等に対する支援の充実
III-1 男女の互いの性の理解と尊重	<ul style="list-style-type: none"> ①性と生殖における健康と人権啓発・広報 ②妊娠・出産等における支援 ③生涯を通じた女性の健康支援 ④男性に特有な問題の健康支援
III-2 すべての人の生涯にわたる心身の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①健康に関する知識の普及と相談支援 ②健康づくりのための保健・健診体制の充実 ③健康をおびやかす問題についての対策の推進
IV-1 働く場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①男女に均等な労働法制の周知徹底 ②男女に均等な雇用機会及び待遇の確保
IV-2 女性の能力発揮の支援	<ul style="list-style-type: none"> ①女性の職域拡大と育成及び登用の推進 ②女性の起業・キャリアアップ支援
IV-3 生き生きと働くための社会的環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①仕事と育児・介護の両立支援 ②多様なライフスタイルに応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ③働く妊産婦への支援
IV-4 多様な働き方を可能とする就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①パートタイム・派遣労働等の就業環境の整備 ②持続可能な働き方の推進 ③女性の職業能力開発への支援
V-1 ともに築く家庭づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①性差別のない家庭づくり ②互いの人格を尊重した家庭づくり
V-2 子育ての環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①男性の育児の促進 ②子育て支援制度の充実 ③子どもが健やかに育つための環境づくり
V-3 介護への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ①介護における男性の参画促進 ②介護支援制度の充実
VI-1 男女共同による地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①地域社会の因習・慣習の見直し及び男女共同参画への支援 ②男女共同参画の視点からの農業への取り組み ③男女共同参画の視点からの防災への取り組み
VI-2 政策・方針決定の場への男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ①市政への女性参画の推進 ②女性リーダーの育成
VI-3 国際的協調	<ul style="list-style-type: none"> ①国際規範・基準の取り入れ浸透 ②外国との交流機会の促進
VII-1 市民参加による推進体制の整備	
VII-2 庁内推進体制の充実	



施策の展開

基本目標Ⅰ あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現

重点目標1 人権尊重の実現と意識の醸成

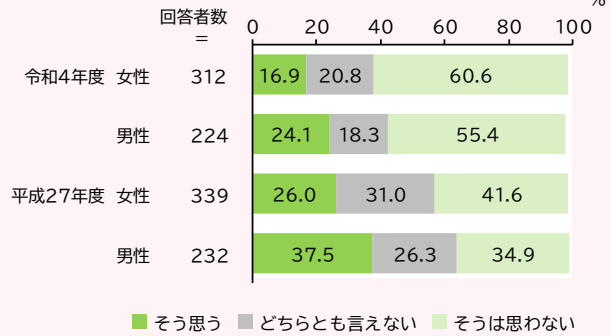
固定的な性別役割分担意識を解消するため、人権に関する知識の普及や男女の特性に基づく差別を解消する意識啓発、ジェンダーの視点に立った意識改革などを進めます。

さらに、性の多様性や性的少数者への正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発に努めます。

重点目標2 ジェンダー平等教育と学習の充実

様々な学習機会を通じて、進学先や就職などで多様な選択を可能にするジェンダー平等教育を推進します。

「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：R4市民意識調査

基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

重点目標1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

暴力を防止するために、暴力を容認しない社会の実現と被害者を早期発見し、適切な相談や対応を行える環境づくりを進めます。

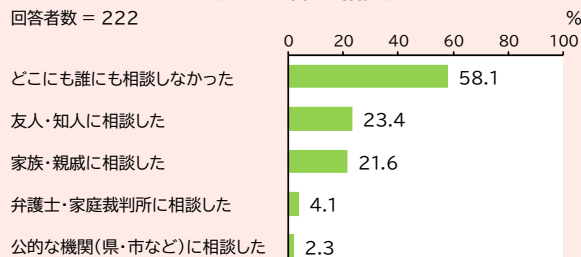
重点目標2 暴力の予防と根絶の推進

DVなどのあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、各種ハラスメントの防止や、子どもに対する性暴力の防止・救済に向けた取り組みを進めます。

重点目標3 生活上の困難に対する支援

生活困窮者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱えた人のそれぞれの状況に対応した支援を行います。

DVを受けた際の相談先について



※上位5回答のみ抜粋
資料：R4市民意識調査

基本目標Ⅲ すべての人の生涯にわたる健康づくり

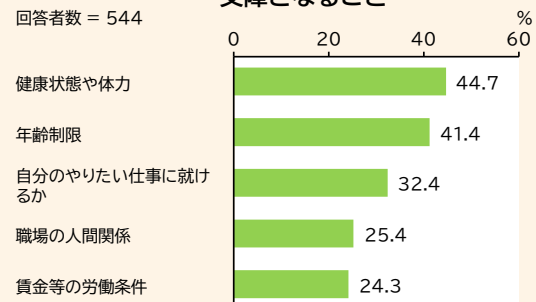
重点目標1 男女の互いの性の理解と尊重

男女がともに互いの身体について正しい知識を持ち、生涯を通じて、自らの健康保持増進を支援する取組の充実を図るとともに、「性と生殖に関する健康と権利」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

重点目標2 すべての人の生涯にわたる心身の健康づくり

すべての人の生涯のライフステージに応じた、健康づくりに関する情報提供や相談支援、健康教育・啓発等を通じて、健康づくりへの取組を支援します。

仕事をする上で、また働きたいと思ったとき支障となること



※上位5回答のみ抜粋
資料：R4市民意識調査

基本目標Ⅳ すべての人がともに働き続ける職場づくり

重点目標1 働く場における男女共同参画の推進

女性と男性があらゆる分野で、持てる能力を発揮し、生き生きと働くことのできる職場環境の整備や労働法制の周知、男女の均等な機会と待遇の確保を推進するための周知を図ります。

重点目標2 女性の能力発揮の支援

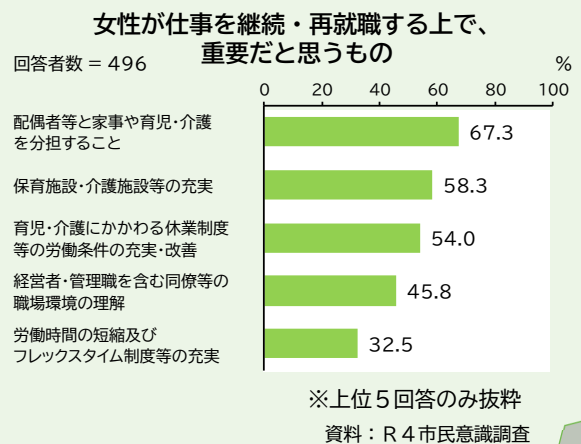
市の関係団体及び企業等に女性活躍に関する情報を提供し、女性の職域拡大や育成及び管理職等への積極的な登用の推進を図るとともに、女性のキャリア形成や起業等支援の充実を図ります。

重点目標3 生き生きと働くための社会的環境の整備

多様な子育て支援、介護サービスや保育、介護施設の整備・充実を図るとともに、各種の制度やサービスについて情報提供を行い、多様な生き方、働き方を選択できる環境づくりを進めます。

重点目標4 多様な働き方を可能とする就業環境の整備

どのような就労形態であってもすべての労働者が安心して働けるよう、就業環境の改善・整備を働きかけていきます。また、女性が十分に活躍し、個性と能力を発揮しながら安心して働くための支援を充実します。



基本目標Ⅴ ともに支え合う家庭づくり

重点目標1 ともに築く家庭づくり

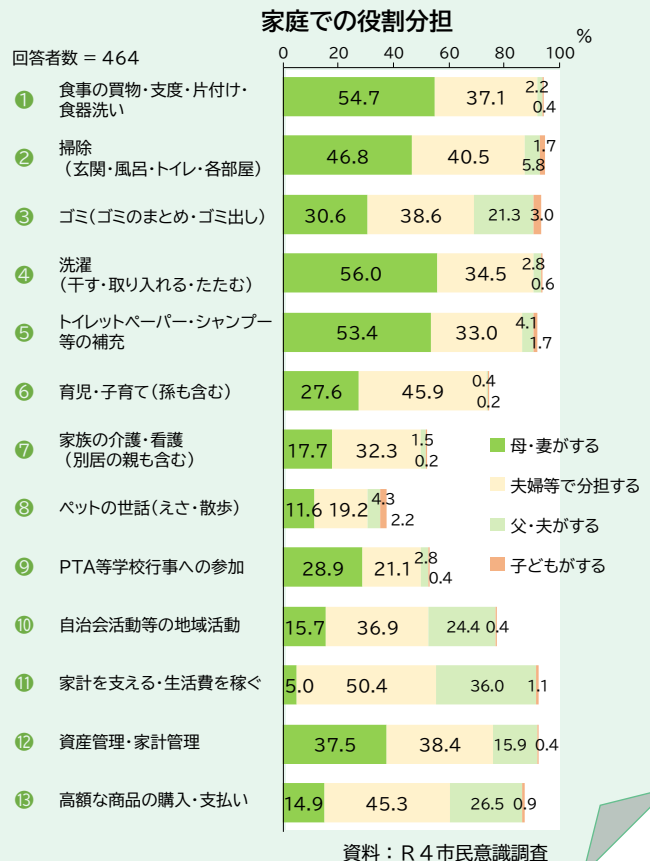
性差別のない家庭づくりを進めるため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を充実するとともに男女が共に参画する家庭づくりについて相互の理解が得られるような啓発に努めます。

重点目標2 子育ての環境づくり

育児など、家庭生活に必要な知識や技術を身につけることができる機会や場を充実させ、男性の育児を促進するとともに、地域社会における育児の支援体制や、子どもが健やかに育つ環境づくりを充実します。

重点目標3 介護への参画促進

介護に関する相談体制の充実に努めるとともに、男女が協力して介護を行うための情報提供や研修等を実施するとともに、多様な就労形態や育児支援を考慮した介護支援体制を充実します。



基本目標VI 男女共同参画によるまちづくり

重点目標1 男女共同による地域づくり

女性や多様な人材の地域社会への参画や、農業に従事している意欲ある女性が方針決定の場に参画できるよう啓発していきます。また、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

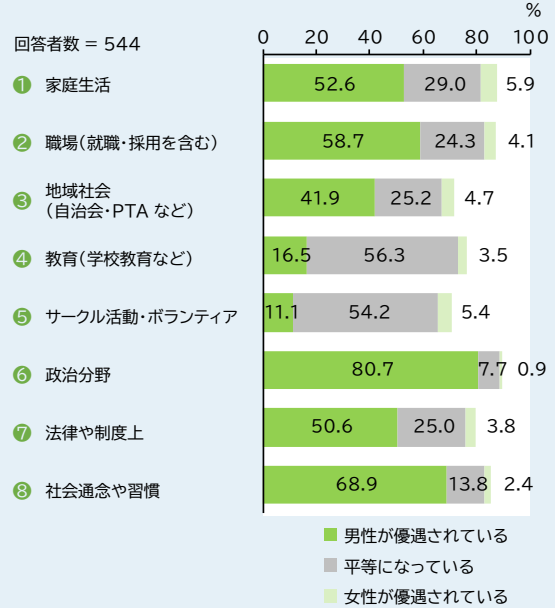
重点目標2 政策・方針決定の場への男女共同参画

女性の意見を市政に取り入れる機会を充実するとともに、男女共同参画を広め、浸透させるためのリーダー的役割を果たす人材の育成や活動の支援に努めます。

重点目標3 国際的協調

男女共同参画の意義を理解し意識を高めていくために、世界中の情報を入手し、市民への情報提供を図るとともに、外国との交流機会の充実を図ります。

分野ごとの男女平等



基本目標VII 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり

重点目標1 市民参加による推進体制の整備

庁内推進組織を充実し、市民・事業者はもとより、国・県・関係機関等とも連携・協力を図り、本計画に盛り込まれている施策・事業を計画的に展開していきます。

重点目標2 庁内推進体制の充実

全庁的に、施策の総合的かつ効果的な推進に努めるほか、市が率先して女性職員が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。

数値目標 (成果指標)

目標指標名	R4年度実績値	R9年度目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合	20.1%	15%以下
LGBT・LGBTQ (性的マイノリティ) という用語の内容の理解度	50.2%	60%以上
配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合	49.4%	35%以下
家庭生活上で男女が平等になっていると思う割合	29.0%	35%以上
職場で男女が平等になっていると思う割合	24.3%	30%以上
地域社会で男女が平等になっていると思う割合	25.2%	30%以上
政治分野で男女が平等になっていると思う割合	7.7%	15%以上
男女の賃金格差 (山梨県)	(R3)74.0%	76%以上

第4次こうふ男女共同参画プラン【概要版】 令和5年3月

発行:甲府市 市民部 市民総室 人権男女参画課
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 TEL:055-237-5209 FAX:055-222-2062